

美濃市地域の絆づくり事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会又は市民で構成する団体（以下「市民団体」という。）が主体的に行う地域の活性化事業及び公共施設の利便性を向上する利活用事業の実施並びに市民団体が特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)の設立に要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、美濃市補助金等交付規則（昭和60年美濃市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、内容及び経費は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、美濃市地域の絆づくり事業等補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 地域の絆づくり事業

- ア 事業計画書（別記様式第2号）
- イ 団体の概要調書（別記様式第3号）
- ウ 事業収支予算書

(2) 公共施設利活用事業

- ア 前号アからウまでの書類
- イ 施設管理者の同意を得ていることが分かるもの

(3) 特定非営利活動法人設立事業

- ア NPO法人設立認証申請書の写し
- イ 社員名簿
- ウ 設立趣意書の写し
- エ 設立当初の年度の事業計画書
- オ 設立当初の年度の活動予算書

(補助金の交付等の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、必要な事項を審査し、適当と認

めたときは、美濃市地域の絆づくり事業等補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

（事業変更等の承認）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の申請事項を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更で、経費に変更が生じないものを除く。）又は補助事業を廃止しようとするときは、速やかに、美濃市地域の絆づくり事業等（変更・廃止）承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者に美濃市地域の絆づくり事業等（変更・廃止）承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに美濃市地域の絆づくり事業等補助金実績報告書（別記様式第7号）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域の絆づくり事業及び公共施設利活用事業

- ア 事業報告書（別記様式第8号）
- イ 費用の支払いを証する書類
- ウ 事業の内容がわかる写真
- エ その他市長が必要と定める書類

- (2) 特定非営利活動法人設立事業

- ア 事業収支決算書
- イ 登記事項証明書の写し
- ウ 定款の写し

（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、美濃市地域の絆づくり事業等補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、既に概算払等により交付された補助金の額が、確定した交付すべき補助金の額を超える場合にあつては、その超える補助金の額について市長に返還しなければならない。

（指示及び検査）

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要な指示を行い、帳簿

等関係書類を検査することができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日訓令甲第 10 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 22 日訓令甲第 1 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に美濃市市民活動団体設立促進補助金交付要綱(平成 25 年美濃市訓令甲第 12 号)の規定により交付決定を受けた補助対象事業の補助金の額及び補助対象期間等は、なお従前の例による。

附 則 (令和 2 年 3 月 16 日訓令甲第 2 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 24 日訓令甲第 7 号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の美濃市地域の絆づくり事業等補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 2 条、第 3 条、第 4 条関係)

補助事業の名称	補助対象者	補助事業の内容	補助対象経費	補助額
地域の絆づくり事業	次の各号のすべてに該当する団体 (1) 美濃市内において公益的な活動を行い、又は 1 年	地域の連帯感や地域への帰属意識の高揚及び地域の活性化を推進するため、左欄の補助対象者が主体的に地域で行う事業で、次の各号のいずれ	別表第 2 に掲げる経費(事業の実施に必要な経費に限る。)	補助事業の総事業費から事業の実施に伴って得られる国又は県その他これらに類する団体の補助金を控除して得た額と補助

	<p>以内に公益的な活動を行う予定がある団体</p> <p>(2) 市内に居住、勤務又は在学する者5人以上で構成し、市内に事業拠点を有する団体</p>	<p>かに該当する事業(備考1に掲げる事業を除く。)</p> <p>(1) 伝統文化の保存・継承、安全・安心、子育て、自然の保全や環境づくり等の地域の絆やつながりを深め、地域活性化の効果が期待できる事業</p> <p>(2) 次代を担う青少年の健全な育成及び教育・文化・福祉・産業その他の指導的・先駆的人材の育成等広範な人づくりに効果が期待できる事業</p> <p>(3) その他市長が認める事業</p>		<p>対象経費に4分の3を乗じて得た額と補助金の上限額150万円とを比較して最も少ない額(それぞれ算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、天災その他やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。</p>
公共施設 利活用事 業	自治会又はこれに類する団体	左欄の補助対象者が、市が所有する公共施設を有効活用するため、主体的に行う事業で、かつ、地域住民自らの手による継続的な利活用・管理運営に資する事業	別表第2に掲げる経費(事業の実施に必要な経費に限る。)	補助事業の総事業費から事業の実施に伴って得られる国又は県その他これらに類する団体の補助金を控除して得た額(算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、補助金の上限額は150万円とする。
特定非営 利活動法 人設立事 業	<p>次のすべてに該当する市民団体</p> <p>(1) 主たる事務所の所在地を市内に置くこと</p> <p>(2) 年間を通じて活動していること</p> <p>(3) 10人以上</p>	左欄の補助対象者が、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人を設立する事業	NPO法人の設立に要する経費(備考2に掲げる経費を除く。)	補助対象経費のうち20万円を限度として、市長が必要と認める額

	の会員を有し、その半数以上が市民であること			
--	-----------------------	--	--	--

備考

- 1 地域の絆づくり事業及び公共施設利活用事業の対象から除く事業は、次のとおりとする。
 - (1) 市による他の助成制度又は融資制度に該当する事業
 - (2) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
 - (3) その他市長が適当でないと認める事業
- 2 特定非営利活動法人設立事業の補助対象経費から除く経費は、次のとおりとする。
 - (1) 役員の報酬及び構成員に係る人件費
 - (2) 個人の所得となる経費
 - (3) 高額な備品等の購入経費（その額が補助限度額の2分の1に満たないものを除く。）
 - (4) 食料費及び交際費に類する経費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、NPO法人構成員相互の利益活動又は趣味的な活動に係る経費

別表第2（第3条関係）

経費区分		内 容
賃金		資格者、技術者等への賃金（団体の構成員に対する賃金を除く。）
報償費		講師、指導者等への謝金（団体の構成員に対する謝金を除く。）
需用費	消耗品費	事業で使用する材料費、資料及びテキスト代並びにその用紙代（事業参加者に支給する参加賞、景品、粗品等の無償配布物を除く。）
	燃料費	事業実施のために臨時的に使用する燃料代
	食糧費	飲料代
	印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成費用及び必要な資料等の複写費用等
	光熱水費	事業で使用する電気、ガス、水道代等
役務費	通信運搬費	案内、資料、資材料等の郵送料（実施事業と区分できない電話料、インターネット等の通信料を除く。）
	手数料	各種申請手数料
	保険料	行事保険料、参加者等が加入する損害賠償保険料等
委託料		団体の構成員による実施が困難なもの又は直接実施するよりも効率的に実施できるもの
使用料及び賃借料		会場使用料、車両及び機器等の借上げ料

原材料費	加工用材料代
備品購入費	200,000円以下のものであつて事業実施に不可欠なもの（団体が日常的に使用する物品を除く。）
その他	上記に掲げるもののほか、事業実施のために必要であると市長が認める経費